

さいたま市告示第368号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和8年3月3日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
さいたま市緑区大字三室字東宿2090番1、2090番10、2090番11、2090番12、2090番13、2090番14、2090番15、2090番16、2090番17（第二工区）
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
さいたま市南区南本町一丁目3-1
昭栄建設株式会社 代表取締役 岡田 紘和
- 3 許可番号
令和7年7月25日
第 変 - S 2 0 2 3 0 5 8 号
- 4 検査済証番号
令和8年3月2日
第 完 2 S 2 0 2 3 0 5 8 号